

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム	
第12回（H26.11.17）	資料5

地域生活支援拠点について

地域生活支援拠点に関する論点

【背景】

- 障害者総合支援法の附帯決議を受けて取りまとめられた、「障害者の地域生活の推進に関する議論の整理」(障害者の地域生活の推進に関する検討会)では、地域における居住支援に求められる機能として5つの機能(相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門性、地域の体制づくり)が挙げられ、これらの機能強化を地域レベルでの取組、制度面での取組の両面から推進することとされているところ。

【論点】

論点 地域生活支援拠点の整備の推進のため、制度面での取組の推進として報酬により評価することをどう考えるか。

論点：地域生活支援拠点の機能に係る報酬上の評価について

- 上記検討会では、地域における居住支援に求められる機能として、
- ・ 相談（地域移行、親元からの自立等）
 - ・ 体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）
 - ・ 緊急時の受入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）
 - ・ 専門性（人材の確保・養成、連携等）
 - ・ 地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）
- が挙げられているが、これらの機能を整備し運営していくに当たっては、まずは 現行の報酬や補助金等により対応することについてどう考えるか。

- ・相談 → 計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援
- ・体験の機会・場 → 体験的な利用の基本報酬による評価（共同生活援助）
障害福祉サービスの体験利用加算（障害者支援施設、地域移行支援）
体験宿泊加算（地域移行支援）
地域移行のための安心生活支援のうち居室確保事業（地域生活支援事業）
- ・緊急時の受入れ・対応 → 緊急短期入所体制確保加算・緊急短期入所受入加算（短期入所）
地域移行のための安心生活支援のうち居室確保事業（地域生活支援事業）
- ・専門性 → 強度行動障害支援者養成研修等各種研修の実施（地域生活支援事業 等）
喀痰吸引等研修の実施（セーフティネット支援対策等事業）
- ・地域の体制づくり → 地域移行のための安心生活支援のうちコーディネート事業（地域生活支援事業）
基幹相談支援センター、協議会の活用

- その上で、障害者の重度化・高齢化に対応するため、これらの機能をさらに強化するための報酬上の措置としてどのようなことが考えられるか。
- また、既に各サービスの論点として提示されている以下の事項を活用することにより、地域生活支援拠点としての機能強化を図ることについてどう考えるか。
 1. 「相談」機能の強化として、質の高い計画相談支援を提供するための体制整備や関係機関との連携に係る評価。障害者の地域移行をさらに進めるため、地域移行支援の初期段階における業務に係る評価
 2. 「体験の機会・場」の機能の強化として、地域移行支援における障害福祉サービス等の体験利用や体験宿泊の要件の見直し
 3. 「緊急時の受入れ・対応」の機能の強化として、短期入所の利便性・対応力の向上のため、短期入所における、緊急短期入所受入加算の算定要件の見直し及び緊急時における初期のアセスメントの手厚い評価。医療的対応や強度行動障害を有する者への対応の強化として、医療連携体制加算や重度障害者支援加算の見直し
 4. 地域生活支援拠点における居住支援機能の強化を図るため、共同生活援助において、障害支援区分の高い利用者への報酬の重点化、重度障害者支援加算や夜間支援等体制加算の見直し。施設入所支援における重度障害者支援加算の見直し

地域における居住支援に関するニーズについて

- 関係団体からのヒアリングにおいては、障害者の地域生活を支えるために必要な支援・資源について様々な意見が出された。これらを整理すると、おおむね以下のようなニーズが挙げられるのではないかと。

ヒアリングにおいて挙げられたニーズ

- 地域での暮らしの安心感の担保
- 親元からの自立を希望する者に対する支援
- 施設・病院等からの退所・退院等、地域移行の推進
- 医療的ケア、行動障害支援等、専門的な対応を必要とする者への支援
- 医療との連携等、地域資源の活用
- 夜間も利用可能なサービス、緊急対応体制
- 障害特性に応じた施設整備

地域における居住支援に求められる機能について

- これらのニーズから、どのような機能が求められているのかという点について検討すると、おおむね以下のように分類できるのではないか。

求められる機能

- 相談（地域移行、親元からの自立）
- 体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）
- 緊急時の受け入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）
- 専門性（人材の確保・養成、連携）
- 地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）



- ・ 障害者の地域生活の支援については、障害福祉計画等に基づき取組を進めているところ。
- ・ 今後、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、上記のような機能をさらに強化していく必要がある。
- ・ その際、相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの独立等、生活環境が変化する節目を見据えた中長期的視点に立った継続した支援が必要である。

地域における居住支援のための機能強化

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、各地域の抱える課題に応じて、**居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）**を地域に整備していく手法としては、① これらの機能を集約して整備する「**多機能拠点整備型**」（グループホーム併設型、単独型）、② 地域において機能を分担して担う「**面的整備型**」等が考えられる。

（参考）居住支援のための機能強化の整備手法のイメージ

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、関係者や障害当事者が参画して検討



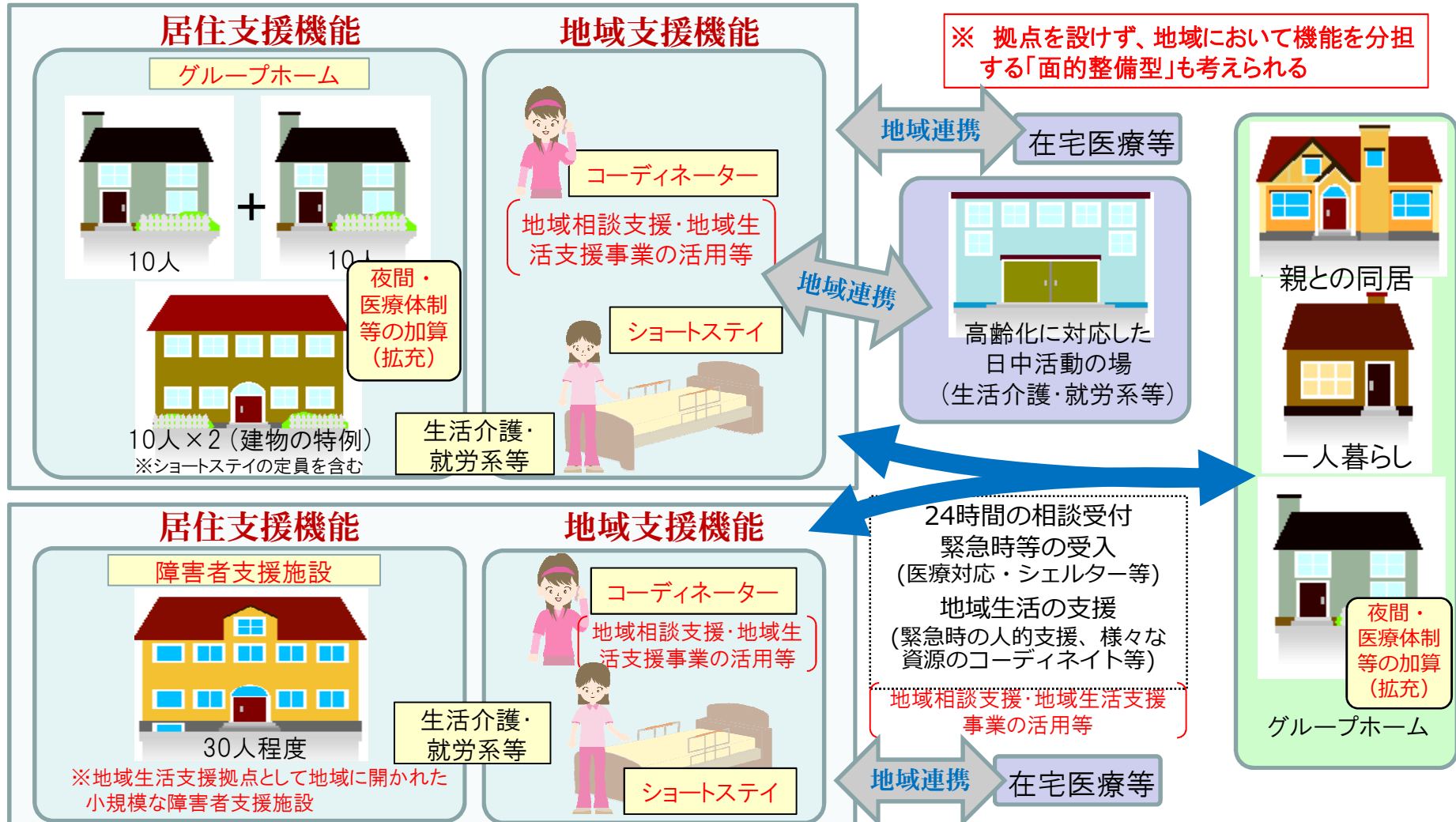
1の建物における共同生活住居の設置数に関する特例

都市部など土地の取得が困難な地域等においても、各都道府県の判断で地域の居住支援体制を柔軟に整備できるよう、次のいずれにも該当するものとして都道府県が認めた場合は、1の建物の中に複数の共同生活住居の設置を認めることとする。

- ① 地域で生活している障害者等との常時の連絡体制の確保、緊急一時的な宿泊の場の提供など地域で暮らしている障害者等を支援するための事業や地域の関係機関と連絡調整を行うコーディネート事業を行うこと
- ② ①の機能をグループホームに付加的に集約して整備することが障害福祉計画に地域居住支援の一環として位置づけられていること
- ③ 1つの建物であっても、入り口(玄関)が別になっているなど建物構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されていること
- ④ 1つの建物に設置する共同生活住居の入居定員の合計数が20人以下(短期入所(空床利用型を除く。))を行う場合、当該短期入所の利用定員数を含む。)であること

障害児・者の地域生活支援の推進のための多機能拠点構想 (地域生活支援拠点)

地域生活支援拠点として、居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を推進



※安心生活支援事業(地域生活支援事業)によるコーディネートや、個別給付による地域定着支援の実施を必須として、施設整備に対する補助について優先的に採択することを検討

地域移行のための安心生活支援(地域生活支援事業)

ア 目的

障害者が地域で安心して暮らすための支援体制を整備することにより、障害があっても自ら選んだ地域で暮らしていけるよう地域生活への移行や定着を支援することを目的とする。

イ 事業内容

障害者が地域で安心して暮らしていけるよう、以下の地域生活への移行や定着のための支援体制を整備する。

(ア)居室確保事業(一時的な宿泊・体験的宿泊)

緊急一時的な宿泊や地域での一人暮らしに向けた体験的宿泊を提供するための居室を確保する。

(イ)コーディネーター事業

地域生活を支援するためのサービス提供体制の総合調整を図るコーディネーターを配置する。

ウ 経過的取扱い

障害者が地域で安心して暮らしていけるよう地域生活への移行や定着のための支援策を盛り込んだプラン(地域移行推進重点プラン)を作成してこれに基づき実施する以下の事業については、平成24年4月の障害者自立支援法の一部改正により創設された地域移行支援・地域定着支援の実施体制が整備されるまでの間、経過的に実施できるものとする。

なお、市町村は、地域の社会資源の開発・改善を行う協議会も積極的に活用しながら、地域移行支援・地域定着支援の実施体制の計画的な整備に努めること。

また、当該プランには、地域移行支援・地域定着支援への移行予定時期など今後の具体的な計画を盛り込むこと。

(ア)緊急時相談支援事業

夜間や休日も含めた緊急時の対応や相談等を行う。

(イ)緊急時ステイ事業

緊急一時的な宿泊場所を提供する。

(ウ)地域生活体験事業

地域での一人暮らしに向けた体験的宿泊を提供する。